原議保存期間
 1年 (令和3年3月3日まで)

 有効期間
 二種 (令和3年3月3日まで)

警察庁丁刑企発第12号令和2年2月21日警察庁刑事局刑事企画課長

警視 庁 刑 事 部 長各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿各 方 面 本 部 長(参考送付先)

庁 內 関 係 各 課 長警察大学校関係各部長科学警察研究所関係各部長皇宮警察本部関係各部長各管区警察局広域調整担当部長

捜査活動における捜査員の感染防止の徹底等について(通達)

新型コロナウイルス感染症については、我が国においても複数の感染者が確認されているところ、世界保健機構によれば、主な感染伝播は、有症者の咳やくしゃみを介したものであるとされているほか、国立感染症研究所によれば、感染が疑われる者の体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者が濃厚接触者の一類型とされているところである。

警察職員の感染防止及び感染した場合の対応等については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)」(令和2年2月18日付け警察庁丙給厚発第5号ほか。以下「官房長通達」という。)により示達されているところであるが、各位にあっては、下記について留意の上、捜査活動における捜査員の感染防止等を徹底されたい。

なお、本通達については、警察庁関係各局に連絡済みであり、各都道府県警察においても他の捜査部門へ周知されたい。

記

## 1 捜査活動における一般的な留意事項

我が国においても複数の感染者が確認されている状況に鑑み、各位にあっては、官房長通達に従い、捜査員にうがい、手洗い及び手指消毒を徹底させること。

また、被疑者等の取調べ、逮捕、捜索差押え等の捜査活動に当たっては、必要に応じ、事前に、当該被疑者等に対し、発熱、せき等の症状の有無等を確認した上、手袋、マスク等を積極的に着用させるなど感染防止上必要な措置をとること。

なお、犯罪捜査において関係者の血液等に触れる場合等は、感染症対策として、従前から捜査員に手袋、マスク等を着用させているところであるが、引き続き、捜査員に着用を徹底させること。死体取扱業務に従事する場合については、「新型コロナウイルス感染症の疑いのある死体の検視等における留意事項について」(令和2年2月19日付け警察庁刑事局調査官事務連絡)を参照すること。

## 2 被疑者の留置等

被留置者が体調不良を申し出た場合の対応等については、「新型コロナウイルス感染症への対応について(通達)」(令和2年2月20日付け警察庁丁総発第57号)により示達されているところであるので、留置部門と緊密に連携し、適切に対処すること。

## 3 感染防止用個人防護具の点検等

今後感染者等を逮捕する場合も想定されることから、警察本部、警察署等 に配備されているフェイスシールド、ゴーグル等感染防止用個人防護具の点 検を行うこと。

4 刑事部門の捜査員等が感染した又は感染の疑いがある場合の措置 新型コロナウイルス感染症に刑事部門(組織犯罪対策部門を含む。)の捜 査員等が感染した又は感染の疑いがある場合は、官房長通達に従って、必要 な措置をとるとともに、本件担当宛てにも報告を行うこと。